



平成 30 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 象 印 マ ホ ー ビ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 市 川 典 男  
(コード 7965 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 真 田 修  
(TEL. 06-6356-2368)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 15 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 2 月 19 日開催予定の第 73 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 取締役の報酬額と交付株式数

対象取締役は、本制度に基づき当社から譲渡制限付株式を付与するために報酬として支給された金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

当社の取締役の報酬額につきましては、平成 2 年 2 月 19 日開催の第 45 期定時株主総会において、年額 2 億 5,000 万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません。）とご承認いただいておりますが、本制度を新たに導入するにあたり、この報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額 8,000 万円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。また、現行の取締役の報酬額につきましても、今回の役員報酬制度見直しに伴い、従来ご承認いただいております年額 2 億 5,000 万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません。）から年額 4 億 5,000 万円以内（うち社外取締役 5,000 万円以内）に変更することにつきましても本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります（なお、役員報酬制度の見直しに伴い、今後は使用人兼務取締役の使用人給与相当額を取締役の報酬額に統合する予定であります。）。各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、年 40,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生

じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。)とし、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式が発行される各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定される金額とします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。その主な内容は次のとおりです。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、割当を受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③当社の取締役会においてあらかじめ決定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

対象取締役が割当を受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上